

○旧外国語学部卒業認定に関する内規

〔平成23年2月3日〕
制 定

最近改正 平24. 3. 8

(趣旨)

第1条 この内規は、読替え後の大阪外国語大学学則（以下「学則」という。）第42条に定める外国語学部における卒業の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業の要件)

第2条 学則第42条第2項の「修業年限」には、4年次の在学期間を1年以上含むものとする。

2 学則第42条第2項に定める「所定の単位数」は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教育課程に関する規程に定める単位数とする。

(卒業判定対象者)

第3条 卒業判定は、卒業判定を行う旧外国語学部教授会が開催される月に休学期間のない者を対象として行うものとする。

(第1期末卒業)

第4条 第1期末までに卒業の要件を満たす見込みがある者で、第1期末卒業を希望するものは、4月30日までに第1期末卒業認定願（以下「卒業認定願」という。）を旧外国語学部長に提出しなければならない。

2 前項の卒業認定願を提出した者が、第1期末卒業を取りやめようとするときは、7月31日までに旧外国語学部長に卒業認定願の取り下げを申し出なければならない。

3 学則第38条及び第39条の規定による修得単位により、第1期末までに卒業の要件を満たすこととなる者で、第1期末卒業を希望するものは、4月30日までに、当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位の認定願（以下「留学単位認定願」という。）及び卒業認定願を旧外国語学部長に提出しなければならない。この場合において、留学単位認定願の提出前に第1期末卒業認定願を提出することはできないものとする。

4 卒業論文の単位が未修得の者で、第1期末卒業認定願を提出するものに係る読替え後の大阪外国語大学外国語学部卒業論文に関する規程の適用については、第3条第1項中「第2期に卒業論文の受講登録をした上で、10月31日」とあるのは、「4月30日」とし、「1月20日」とあるのは、「7月20日」とし、同条第2項中「1月31日」とあるのは、「7月31日」とする。

5 卒業認定願を提出した者（第2項の規定により卒業認定願の取り下げを申し出た者を除く。）が、第1期末において卒業の要件を満たすときは、旧外国語学部教授会の議を経て、旧外国語学部長が卒業を認定する。

附 則

1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成20年度以降の旧外国語学部の卒業判定対象者の取扱いについて（平成20年3月6日旧外国語学部教授会決定）は、廃止する。

3 第1期末卒業に係る取扱いについて（平成20年3月6日旧外国語学部教授会決定）は、廃止する。

4 第1期末卒業に係る取扱いについての細則（平成20年3月21日旧外国語学部教授会決定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。